

建築基準法等に基づく告示の一部改正について

待機児童対策や大規模倉庫の火災への対応など最近の社会情勢を受け、建築基準法及び建築基準法施行令（以下、それぞれ「法」及び「令」という。）に基づく告示の改正が多く行われています。本資料では、平成 30 年 1 月 1 日以降に改正された告示のうち主なものについて、その概要をまとめています。

○改正の概要**(1) 採光規定の合理化（平成 30 年 3 月 22 日公布・施行）**

都市部の住居系用途地域等において、既存の事務所や住宅を用途変更して保育所を設置しようとする場合などには、敷地境界線との間に十分な距離を確保できないこと等により、採光規定が支障となり保育所を設置できない事例がある。そこで、既存の事務所等を活用した保育所の円滑な整備を後押しするために、採光規定に関する告示が改正された。

1) 採光の代替措置の合理化

一定の照明設備を設置した場合の採光上有効な開口部の面積に係る緩和規定について、床面からの高さが 50cm 未満の部分の開口部の面積も算入できることとされた。

【照明設備の設置、有効な採光方法の確保その他これらに準ずる措置の基準等を定める件〔昭和 55 年建設省告示第 1800 号〕】（令第 19 条第 3 項関係）

2) 採光補正係数の選択制の採用

特定行政庁が土地利用の現況その他の地域の状況を考慮して規則で区域を指定した場合、当該区域における採光補正係数の算定方法は、令第 20 条第 2 項各号に定める採光補正係数の算定方法のうち、特定行政庁が当該規則で指定した号によることができるとされた。

【建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件〔平成 15 年国土交通省告示第 303 号〕】（令第 20 条第 1 項関係）

3) 有効採光面積の計算方法の弾力化

一体的な利用に供され、かつ、衛生上の支障がないものとして特定行政庁が規則で定める基準に適合すると認める 2 以上の居室については、当該 2 以上の居室を 1 の居室とみなし、採光上有効な開口部の面積を算定することができるとされた。

注) 令第 111 条第 1 項第一号及び令第 116 条の 2 第 1 項第一号の基準の適用については、開口部の設置が避難上の安全性を確保する観点から求められるものであるため、上記算定の対象外

【建築物の開口部で採光に有効な部分の面積の算定方法で別に定めるものを定める件〔平成 15 年国土交通省告示第 303 号〕】（令第 20 条第 1 項関係）

(2) 耐火構造・準耐火構造としての例示仕様の追加（平成 30 年 3 月 22 日公布・施行）

国土交通大臣の認定を受けた耐火構造及び準耐火構造の構造方法のうち、認定の実績が多く、一般に普及しているものについて、一般的な基準として告示に定めることができるように検証が行われた。この結果、一般的な基準として定めることができると確認された仕様（木造の柱、はり、床、屋根及び階段の耐火構造の仕様など）が告示に追加された。

【耐火構造の構造方法を定める件〔平成 12 年建設省告示第 1399 号〕】（法第 2 条第七号関係）

【準耐火構造の構造方法を定める件〔平成 12 年建設省告示第 1358 号〕】（法第 2 条第七号の二関係）

(3) 非常用の照明装置の設置基準の見直し（平成 30 年 3 月 29 日公布・施行）

非常用の照明装置の設置に係る規制の合理化についての検証結果を踏まえ、非常用の照明装置の設置を要することなく、安全に避難できる建築物の部分の条件が見直された。非常用の照明装置を設けることを要しない建築物の部分について定めた告示が改正され、以下に掲げる居室が追加された。

① 床面積 30 m²以下の居室であって、地上への出口を有するもの

② 床面積 30 m²以下の居室であって、当該居室から地上まで通ずる部分について、非常用の照明装置が設けられたもの又は採光上有効に直接外気に開放されたもの

【非常用の照明装置を設けることを要しない避難階又は避難階の直上階若しくは直下階の居室で避難上支障がないものその他これらに類するものを定める件〔平成 12 年建設省告示第 1411 号〕】（令第 126 条の 4 第四号関係）

(4) 積雪荷重の強化（平成 30 年 1 月 15 日公布・平成 31 年 1 月 15 日施行）

平成 26 年に関東甲信地方を中心とした大雪の直後に雨が降ったことにより、体育館などの勾配の緩い大きな屋根が崩落するなどの被害が発生した。この対応として、以下のいずれにも該当する建築物にあっては、積雪後の降雨を見込んで割り増した積雪荷重により構造計算を行うよう告示が改正された。

① 特定行政庁が指定する多雪区域以外の区域（垂直積雪量が 15cm 以上である区域に限る。）にある建築物

② 勾配が 15 度以下で、かつ、最上端から最下端までの水平投影の長さが 10m 以上の屋根を有する建築物（屋根版が鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造であるものを除く。）

【保有水平耐力計算及び許容応力度等計算の方法を定める件〔平成 19 年国土交通省告示第 594 号〕】（令第 82 条第一号関係）

(5) 大規模倉庫における防火対策の見直し（平成 30 年 3 月 27 日公布・平成 31 年 4 月 1 日施行）

大規模な倉庫において平成 29 年に発生した火災では、延焼が拡大し、その消火に長時間を要することとなった。このことを受け、倉庫の用途に供する部分の床面積の合計が 50,000 m²以上の建築物で、当該用途に供する部分の防火区画に用いる防火設備に火災情報信号を発信する感知器※を設ける場合は、その電気配線が以下のいずれかに定めるものであることとされた。

① 感知器に接続する部分に、耐熱性を有する材料で被覆することその他の短絡を有効に防止する措置を講じたもの

② 短絡した場合にあっては、その影響が床面積 3,000 m²以内の防火区画された部分以外の部分に及ばないように断路器その他これに類するものを設けたもの

※ スプリンクラー設備等で自動式のものを設けた部分に設けるものを除く。

【防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件〔昭和 48 年建設省告示第 2563 号〕】（令第 112 条第 14 項第一号関係）

詳細に関しては、国土交通省のホームページ（http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000096.html）等にて各自ご確認をお願いいたします。

以 上